

二 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(金融商品に関する注記) 第十五条の五の二 「略」 2 「略」 3 第一項本文の規定にかかわらず、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、<u>第一項第二号に掲げる事項の記載を要しない。</u>この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。第百十一条第六項において同じ。）について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行つている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行つている組合等への出資の連結貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。 4 投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投	(金融商品に関する注記) 第十五条の五の二 「同上」 2 「同上」 3 第一項本文の規定にかかわらず、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、<u>同項第二号に掲げる事項の記載を要しない。</u>この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。 4 投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投

資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。)について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない(当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。)

5 第一項本文の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 「略」

二 当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額

三 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表(当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。)

四 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳(投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。)

〔6〕9 略

資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。)について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない(当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。)

5 「同上」

一 「同上」

二 当該投資信託等の連結貸借対照表計上額

三 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表(当該投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)

四 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳(投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)

〔6〕9 同上

(賃貸等不動産に関する注記)

第十五条の二十四 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者）をいう。以下この項及び次項並びに第六十七条の二第一項第一号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔一〕四 略〕

〔2・3 略〕

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第六十七条の二 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

〔一・二 略〕

三 オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。第二百八十六条の二において同じ。）に係る収益（貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者）をいう。）のリース料に含まれる

(賃貸等不動産に関する注記)

第十五条の二十四 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業）をいう。以下この項及び次項並びに第六十七条の二第一項第一号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔一〕四 同上〕

〔2・3 同上〕

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第六十七条の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。第二百八十六条の二において同じ。）に係る収益（貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する企業）をいう。）のリース料に含まれる

ものに限る。同条において同じ。）

2
「略」

（金融商品に関する注記）

第百十一条 金融商品（リース負債を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

「2 5 略」

6 第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式

るものに限る。同条において同じ。）

2
「同上」

（金融商品に関する注記）

第百十一条 金融商品（リース負債を除く。以下この項から第四項までにおいて重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

「2 5 同上」

6 第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項においては、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行つている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行つている組合等への出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。 7 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。 8 第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。 備考 表中の「」の記載は注記である。	7 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。 8 第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。
--	--